

固定資産税負担調整措置の経過

平成15年度～平成17年度

宅 地	住宅用地	小規模 (住宅1戸当たり200㎡までの部分)	前年度課税標準額 当該年度価格×1/6	負担水準が ・100%超 = 本則課税標準額 当該年度価格×1/6または1/3 ・80%以上100%以下 = 据え置き	負担調整措置 負担水準 負担調整率 40%以上80%未満 1.025 30%以上40%未満 1.05 20%以上30%未満 1.075 10%以上20%未満 1.1 10%未満 1.15
		一般 (200㎡を越える部分)	前年度課税標準額 当該年度価格×1/3	・80%未満 = 左の負担調整率による 前年度課税標準額×負担調整率	
		著しい地価下落に対応する臨時的な据置き措置が適用される場合		負担水準が ・小規模住宅用地 = 55%以上80%未満 で ・一般住宅用地 = 50%以上80%未満 で ・価格下落率が15%以上の場合	据置き 前年度課税標準額
宅 等	商業地等		前年度課税標準額 当該年度価格	負担水準が ・70%超 = 70%に引下げ 当該年度価格×0.7 ・60%以上70%以下 = 据え置き 前年度課税標準額 ・60%未満 = 左の負担調整率による 前年度課税標準額×負担調整率	負担調整措置 負担水準 負担調整率 40%以上60%未満 1.025 30%以上40%未満 1.05 20%以上30%未満 1.075 10%以上20%未満 1.1 10%未満 1.15
		著しい地価下落に対応する臨時的な据置き措置が適用される場合		負担水準が ・45%以上60%未満 で ・価格下落率が15%以上の場合	据置き 前年度課税標準額
			前年度課税標準額 当該年度価格×1/3	負担水準が ・100%超 = 本則課税標準額 当該年度価格×1/3 ・80%以上100%以下 = 据え置き 前年度課税標準額 ・80%未満 = 左の負担調整率による 前年度課税標準額×負担調整率	負担調整措置 負担水準 負担調整率 40%以上80%未満 1.025 30%以上40%未満 1.05 20%以上30%未満 1.075 10%以上20%未満 1.1 10%未満 1.15
農 地 等	宅地並み課税の農地 (市街化区域農地)		前年度課税標準額 当該年度価格	負担水準が ・50%以上80%未満 で ・価格下落率が15%以上の場合	据置き 前年度課税標準額
		保全する農地 (生産緑地)	前年度課税標準額 当該年度価格	・前年度課税標準額×負担調整率 (ただし、当該年度の価格を限度とする。)	負担調整措置 負担水準 負担調整率 90%以上 1.025 80%以上90%未満 1.05 70%以上80%未満 1.075 70%未満 1.1

価格下落率 = $\frac{\text{平成14年度価格} - \text{当該年度価格}}{\text{当該年度価格}} \times 100\%$

固定資産税負担調整措置の経過

平成18年度～平成20年度 平成21年度～平成23年度

宅 地 等	住宅用地	<p>小規模 (住宅1戸当たり200㎡までの部分)</p> <p>前年度課税標準額 当該年度価格 × 1/6</p>	<p>負担水準が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 100%以上 = 本則課税標準額 当該年度価格 × 1/6または1/3 ・ 80%以上100%未満 = 据え置き 前年度課税標準額 <p>ただし、計算の結果、課税標準額が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本則課税標準額の80%を上回る場合には ・ 本則課税標準額の20%を下回る場合には 											
	<p>一般 (200㎡を越える部分)</p> <p>前年度課税標準額 当該年度価格 × 1/3</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 80%未満 = 下記による 前年度課税標準額 + (本則課税標準額 × 5%) <p>ただし、計算の結果、課税標準額が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本則課税標準額の80%を上回る場合には ・ 本則課税標準額の20%を下回る場合には 												
宅 地 等	商業地等	<p>前年度課税標準額 当該年度価格</p>	<p>負担水準が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 70%超 = 70%に引下げ 当該年度価格 × 0.7 ・ 60%以上70%以下 = 据え置き 前年度課税標準額 ・ 60%未満 = 下記による 前年度課税標準額 + (本則課税標準額 × 5%) <p>ただし、計算の結果、課税標準額が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本則課税標準額60%を上回る場合には ・ 本則課税標準額の20%を下回る場合には 											
農 地 等	宅地並み課税の農地 (市街化区域農地)	<p>前年度課税標準額 当該年度価格 × 1/3</p>	<p>負担水準が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 100%以上 = 本則課税標準額 当該年度価格 × 1/3 ・ 80%以上100%未満 = 据え置き 前年度課税標準額 ・ 80%未満 = 下記による * 前年度課税標準額 + (本則課税標準額 × 5%) <p>課税標準額が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ *の計算の結果本則課税標準額の80%を上回る場合には ・ 本則課税標準額の20%を下回る場合には 											
	保全する農地 (生産緑地)	<p>前年度課税標準額 当該年度価格</p>	<p>・ 前年度課税標準額 × 負担調整率 (ただし、当該年度の価格を限度とする。)</p> <table border="1" style="float: right;"> <thead> <tr> <th colspan="2">負担調整措置</th> </tr> <tr> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>80%以上90%未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>70%以上80%未満</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>70%未満</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table>	負担調整措置		負担水準	負担調整率	90%以上	1.025	80%以上90%未満	1.05	70%以上80%未満	1.075	70%未満
負担調整措置														
負担水準	負担調整率													
90%以上	1.025													
80%以上90%未満	1.05													
70%以上80%未満	1.075													
70%未満	1.1													

固定資産税負担調整措置の経過

平成24年度～平成26年度

宅 地 等	小規模 (住宅1戸当たり200㎡までの部分)	前年度課税標準額 当該年度価格 × 1/6	<p>【平成24・25年度】 負担水準が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 100%以上 = 本則課税標準額 当該年度価格 × 1/6または1/3 ・ 90%以上100%未満 = 据え置き 前年度課税標準額 ・ 90%未満 = 下記による 前年度課税標準額 + (本則課税標準額 × 5%) <p>ただし、計算の結果、課税標準額が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本則課税標準額の90%を上回る場合には ・ 本則課税標準額の20%を下回る場合には 												
	一般 (200㎡を越える部分)	前年度課税標準額 当該年度価格 × 1/3	<p>【平成26年度】 平成26年度で、据置措置は廃止 負担水準が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 100%以上 = 本則課税標準額 当該年度価格 × 1/6または1/3 ・ 100%未満 = 下記による 前年度課税標準額 + (本則課税標準額 × 5%) <p>ただし、計算の結果、課税標準額が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本則課税標準額の100%を上回る場合には ・ 本則課税標準額の20%を下回る場合には 												
	商業地等	前年度課税標準額 当該年度価格	<p>負担水準が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 70%超 = 70%に引下げ 当該年度価格 × 0.7 ・ 60%以上70%以下 = 据え置き 前年度課税標準額 ・ 60%未満 = 下記による 前年度課税標準額 + (本則課税標準額 × 5%) <p>ただし、計算の結果、課税標準額が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本則課税標準額60%を上回る場合には ・ 本則課税標準額の20%を下回る場合には 												
農 地 等	宅地並み課税の農地 (市街化区域農地)	前年度課税標準額 当該年度価格 × 1/3	<p>【平成24・25年度】 負担水準が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 100%以上 = 本則課税標準額 当該年度価格 × 1/3 ・ 90%以上100%未満 = 据え置き 前年度課税標準額 ・ 90%未満 = 下記による 前年度課税標準額 + (本則課税標準額 × 5%) <p>ただし、計算の結果、課税標準額が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本則課税標準額の90%を上回る場合には ・ 本則課税標準額の20%を下回る場合には <p>【平成26年度】 平成26年度で、据置措置は廃止 負担水準が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 100%以上 = 本則課税標準額 当該年度価格 × 1/3 ・ 100%未満 = 下記による 前年度課税標準額 + (本則課税標準額 × 5%) <p>ただし、計算の結果、課税標準額が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本則課税標準額の100%を上回る場合には ・ 本則課税標準額の20%を下回る場合には 												
	保全する農地 (生産緑地)	前年度課税標準額 当該年度価格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前年度課税標準額 × 負担調整率 (ただし、当該年度の価格を限度とする。) 												
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">負担調整措置</th> </tr> <tr> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>80%以上90%未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>70%以上80%未満</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>70%未満</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table>		負担調整措置		負担水準	負担調整率	90%以上	1.025	80%以上90%未満	1.05	70%以上80%未満	1.075	70%未満
負担調整措置															
負担水準	負担調整率														
90%以上	1.025														
80%以上90%未満	1.05														
70%以上80%未満	1.075														
70%未満	1.1														

固定資産税負担調整措置の経過

平成27年度～平成29年度 平成30年度～令和元年度

宅	住宅用地	<p>小規模 (住宅1戸当たり200㎡までの部分)</p> <p>前年度課税標準額 当該年度価格 × 1/6</p>	<p>負担水準が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 100%以上 = 本則課税標準額 当該年度価格 × 1/6 または 1/3 ・ 100%未満 = 下記による 前年度課税標準額 + (本則課税標準額 × 5%) <p>ただし、計算の結果、課税標準額が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本則課税標準額の100%を上回る場合には ・ 本則課税標準額の20%を下回る場合には 											
	一般 (200㎡を越える部分)	<p>前年度課税標準額 当該年度価格 × 1/3</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本則課税標準額 ・ 本則課税標準額の20%相当額 											
地	商業地等	<p>前年度課税標準額 当該年度価格</p>	<p>負担水準が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 70%超 = 70%に引下げ 当該年度価格 × 0.7 ・ 60%以上70%以下 = 据え置き 前年度課税標準額 ・ 60%未満 = 下記による 前年度課税標準額 + (本則課税標準額 × 5%) <p>本則課税標準額 = 当該年度価格</p> <p>ただし、計算の結果、課税標準額が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本則課税標準額60%を上回る場合には ・ 本則課税標準額の20%を下回る場合には <ul style="list-style-type: none"> ・ 本則課税標準額の60%相当額 ・ 本則課税標準額の20%相当額 											
農地	宅地並み課税の農地 (市街化区域農地)	<p>前年度課税標準額 当該年度価格 × 1/3</p>	<p>負担水準が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 100%以上 = 本則課税標準額 当該年度価格 × 1/3 ・ 100%未満 = 下記による 前年度課税標準額 + (本則課税標準額 × 5%) <p>ただし、計算の結果、課税標準額が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本則課税標準額の100%を上回る場合には ・ 本則課税標準額の20%を下回る場合には <ul style="list-style-type: none"> ・ 本則課税標準額 ・ 本則課税標準額の20%相当額 											
	保全する農地 (生産緑地)	<p>前年度課税標準額 当該年度価格</p>	<p>・ 前年度課税標準額 × 負担調整率 (ただし、当該年度の価格を限度とする。)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">負担調整措置</th> </tr> <tr> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>80%以上90%未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>70%以上80%未満</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>70%未満</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table>	負担調整措置		負担水準	負担調整率	90%以上	1.025	80%以上90%未満	1.05	70%以上80%未満	1.075	70%未満
負担調整措置														
負担水準	負担調整率													
90%以上	1.025													
80%以上90%未満	1.05													
70%以上80%未満	1.075													
70%未満	1.1													

17 市税ガイド



1 市民税（個人・法人）

(1) 個人市民税

ア 個人市民税とは？

個人の前年1年間の所得に基づき、毎年1月1日現在市内に住所がある方について課税されるものです。個人市民税として「所得割」と「均等割」が課税されます。

イ 税額の算定等

税率

所得割

前年の所得金額が一定の金額を超えた場合に、その金額に応じた負担割合により、住民税を納付していただくものです。

【所得割額の計算方法】

収入金額 - 必要経費 = 所得金額

所得金額 - 所得控除額 = 課税標準額（1,000円未満切捨て）

（課税標準額 × 税率） - 税額控除額 = **所得割額**
（100円未満切捨て）

税率（10%） 市民税（調布市）：6% ，都民税（東京都）：4%

均等割

前年の所得金額が一定の金額を超えた場合に、一律の税額を納付していただくものです。

税額は 市民税（調布市）：3,500円
都民税（東京都）：1,500円

また、調布市に住居登録がなくても、調布市に事務所、事業所または家屋敷がある方には、同じく均等割が課税されます。平成26年度から令和5年度まで、東日本大震災に係る復興対策として、市・都民税がそれぞれ500円加算されます。令和6年度からは、森林環境税として、市・都民税がそれぞれ500円加算されます。

普通徴収と特別徴収

住民税の納税方法には「普通徴収」と「特別徴収」の2つがあります。さらに特別徴収には「給与からの特別徴収（給与特別徴収）」と「公的年金からの特別徴収（年金特別徴収）」があります。

「普通徴収」とは

普通徴収の場合は、住民税を6月末・8月末・10月末・翌年1月末と年4回に分けて、納税義務者である個人が直接市から送付する納税通知書で、住民税を銀行や郵便局、コンビニ等で納入します。

自営業など個人でお店を経営されている方、事業所にお勤めの方でお勤め先が特別徴収を行っていない方などが、この納税方法になります。

「給与特別徴収」とは

給与特別徴収の場合は、給与の支払者（会社など）が毎月の給与の支払の際に、給与所得者の給与から住民税を差し引いて、市区町村に納入します。給与の支払者を特別徴収義務者と呼んでいます。給与からの特別徴収は、6月から翌年5月までの12ヶ月間で行なわれます。

「年金特別徴収」とは

公的年金受給者に対する納税の便宜を図り、市町村における徴収の効率化を図るため、年金保険者（日本年金機構など）が、住民税を年金から差し引いて、市へ納入します。

その年度の4月1日現在「65歳以上の年金受給者で個人住民税の納税義務がある方」が対象になります。

(2) 法人市民税



ア 法人市民税とは？

法人市民税とは、調布市内に事務所または事業所、寮等を有する法人にかかる税金です。税金の内容は、資本金等の額と従業員数を基に課税される「均等割」と、国税として申告した法人税額を基に積算、課税される「法人税割」の2種類からなっています。

イ 税額の算定等

「法人税割」とは

国税「法人税」として申告した「法人税」額を、法人市民税の課税標準額として税額の積算根拠とし、法人税割の計算を行います。

「資本の金額」によって税率が異なります。

調布市の法人市民税「法人税割」の税率

資本の金額：1億円超 税率12.1%

資本の金額：1億円以下 税率9.7%

平成28年度税制改正により、法人税割が以下のとおりに変更になります。

令和元年10月1日から開始する事業年度の法人から適用。

資本の金額：1億円超 **税率8.4%**

資本の金額：1億円以下 **税率6.0%**

「均等割」とは

調布市内に事務所や事業所を有する法人に「資本金等の金額（注1）」と従業者数の人数に応じた税額表に基づき課税されます。

調布市の法人市民税「均等割」の税率

50億円超 ・ 41万円（50人以下）
・ 300万円（50人超）

10億円超～50億円以下
・ 41万円（50人以下）
・ 175万円（50人超）

1億円超～10億円以下
・ 16万円（50人以下）
・ 40万円（50人超）

1千万円超～1億円以下
・ 13万円（50人以下）
・ 15万円（50人超）

1千万円以下
・ 5万円（50人以下）
・ 12万円（50人超）

上記以外の法人 5万円

注1 資本金等の金額：法人税法に規定する資本金等の額に、無償増資及び無償減資等による欠損の填補の額を加減算した金額

2 固定資産税



(1) 固定資産税の概要

ア 固定資産税とは？

固定資産税とは、毎年1月1日に、土地、家屋及び償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます）を所有している方が、その固定資産の価格をもとに算定された税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金です。

イ 税額の算定等

税率

- 1 固定資産を評価し、その価格を決定し、その価格をもとに課税標準額を算定します。
- 2 課税標準額 × 税率（注1） = 税額 となります。

注1 税率は、市町村の条例で定めることとされています。調布市の税率は、1.4%です。

固定資産の評価

固定資産の評価は総務大臣が定めた**固定資産評価基準**に基づいて行われ、市町村長がその価格を決定します。土地と家屋の評価額については、3年に一度の**基準年度**（現行平成30年度、次回は令和3年度）に**評価替え**を行い、原則、**第二年度**、**第三年度**は新たな評価を行わず、基準年度の価格をそのまま据え置きます。ただし、第二年度または第三年度中に土地の地目の変換、家屋の新増築などが行われた場合など、基準年度の価格によることが適当でない土地または家屋については、新たに評価を行い価格を決定します。

課税標準額とは税率を乗じて税額を算定する基礎となる数値のことです。原則として、固定資産の決定価格が課税標準額になります。しかし、**住宅用地**のように課税標準の特例措置が適用される場合や、土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低く算定されます。

土地の評価

固定資産評価基準によって、売買実例価額をもとに算定化した正常売買価格（正常な条件のもとにおいて成立する取引価格）を基礎として、地目別に定められた評価方法により評価します。

地目とは、土地を利用面から分類した名称で、宅地、田及び畑（あわせて農地といいます。）、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野並びに雑種地をいいます。固定資産税の評価上の地目は、登記簿上の地目にかかわらず、その年の1月1日の現況の地目によります。

宅地の評価方法

商業地や住宅地など利用状況に応じて区分し、それを街路の状況や公共施設等からの距離などを考慮して区分します。

標準宅地（奥行、間口、形状等が標準的なもの）を選定します
道路に面している正方形に近い矩形、評価を行う地域で標準的と考えられる宅地

主要な街路の路線価を付設します。
地価公示価格、都道府県地価調査価格および鑑定評価価格の活用

その他の街路の路線価に比準します

各筆（注2）の評価（一画地（注3）の宅地ごとに評価額を算出します）

注2 登記簿における一つの土地を指す単位

注3 一画地は原則として一筆の宅地ですが、利用状況によって二筆以上の宅地を合わせたり、一筆の一部分をもって一画地とします。

宅地の評価については、平成6年度の評価替えから、地価公示価格等の7割を目途に均衡化・適正化を図っています。

農地、山林の評価方法

状況の類似する地区ごとに標準地を選定し、その標準地の評価額に比準して評価します。ただし、市街化区域農地や宅地等への転用許可を受けた農地等については、状況が類似する宅地等の評価額を基準として求めた価額から造成費を控除した価額によって評価します。

牧場、原野、雑種地等の評価方法

売買実例価額や付近の土地の評価額に基づくなどの方法により評価します。

家屋の評価

固定資産評価基準によって、再建築価格を基礎に評価します。

新築家屋の評価

$$\text{評価額} = \text{再建築費価格} \times \text{経年減点補正率(注4)} \times \text{評点一点当たりの価額(注5)}$$

再建築費価格：評価の対象となった家屋と同一のものを、評価の時点においてその場所に新築した場合に必要なとされる建築費

注4 経年減点補正率：家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価をあらわしたもの

注5 評点一点当たりの価額：物価の水準や設計管理費等による補正（原則として調布市では木造が1.05，非木造が1.10）

新築以外の家屋の評価

新築以外の家屋については、基準年度（現行平成30年度，次回は令和3年度）に評価替えが行われます。評価額は、下記の算式により評価額を求めます。下記算式による評価額が前年度の価額を越える場合には、評価額は引き上げられることなく、原則として前年度の価額に据え置かれます。

$$\text{評価額} = \text{前年度の再建築価格} \times \text{再建築費評点補正率(注6)} \times \text{経年減点補正率} \times \text{評点一点当たりの価額}$$

注6 再建築費評点補正率：建築物価の変動を考慮するために用いられる。物価が上がった場合は増点補正，下がった場合は減点補正が適用される。

償却資産の評価

償却資産の評価・課税のしくみ

固定資産評価基準によって、その償却資産の取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価します。固定資産税における償却資産の減価償却の方法は、原則として定率法（毎年度の償却率が一定となるように償却額を算出する方法）です。

償却資産とは、商店、工場、病院、アパート・マンションなどを経営している方が、その事業のために用いている構築物、機械、装置、船舶、航空機、車両（ただし、自動車税・軽自動車税の課税対象となるものを除きます。）、工具、器具、備品などをいいます（詳しくは、下記「償却資産の具体例」を御参照ください）。

毎年、所有者からの申告書の提出を受け、その申告内容をもとに評価額を算出し、市長が価格を決定します。

ただし、鉄道施設や送電線など複数の都道府県にまたがる償却資産は総務大臣が、複数の市町村にまたがる償却資産は知事が、それぞれ関係する市町村に償却資産の価格を配分して通知することになっています。

償却資産の具体例

償却資産の種類	具体例
構築物	受・変電設備，舗装路面，庭園，門・塀・緑化施設等の外構工事，看板（広告塔等）等
機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置，機械式駐車場設備（ターンテーブルを含む）等
船舶	ボート，釣船，漁船，遊覧船等
航空機	飛行機，ヘリコプター，グライダー等
車両及び運搬具	大型特殊自動車，構内運搬車，貨車，客車等
工具，器具及び備品	パソコン，陳列ケース，看板（ネオンサイン），医療機器，測定工具，金型，理容及び美容機器，衝立，ルームエアコン，応接セット，レジスター，自動販売機等

3 軽自動車税



(1) 軽自動車税の概要

ア 軽自動車税とは？

軽自動車税は、毎年4月1日現在原動機付自転車・軽四輪車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車等を保有し、調布市内を主たる定置場として登録している方に課税されます。

軽自動車等に関する新規登録・名義変更・主たる定置場等の変更の申告はその事由の生じた日から15日以内に、廃車等により軽自動車等の所有者でなくなった場合は、その日から30日以内に所定の申告書を提出するよう定められています。

なお、令和元年10月から、三輪以上の軽自動車の取得時に、取得した車両の環境性能に応じて課税する環境性能割が導入され、従来の軽自動車税（種別割）と二本立てになります。

調布市で手続するもの

排気量が125cc以下の
原動機付自転車・小型特殊自動車等
市役所本庁舎3階市民税課

調布市で手続できないもの

排気量が125cc超の二輪車
東京運輸支局多摩自動車検査登録事務所
軽三輪車・軽四輪車
軽自動車検査協会東京主管事務所多摩支所



イ 税額の算定等



平成28年度以降、税制改正に伴い、軽自動車等に対する税額が変更になりました。二輪車等及び三輪以上の軽自動車については次の税額が適用されます。

二輪車・小型特殊自動車



区分	原動機付自転車				小型特殊自動車		二輪の 軽自動車 (125cc超～ 250cc以下、 側車付のものを 含む)	二輪の 小型自動車 (250cc超)
	50cc以下	50cc超～ 90cc以下	90cc超～ 125cc以下	ミニカー	農業 作業用	その他		
税額(年額)	2,000円	2,000円	2,400円	3,700円	2,400円	5,900円	3,600円	6,000円

三輪以上の軽自動車

区分			税額(年額)		
			旧税額	新税額	重課税額 ¹
			平成27年3月31日までに 車両番号の指定 を受けた車両	平成27年4月1日以降に 車両番号の指定 を受けた車両	初度検査から 13年経過した車両
四 輪 以 上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
三輪(660cc以下のもの)			3,100円	3,900円	4,600円

¹ 環境に配慮した燃料(電気、燃料電池、天然ガス、メタノール、混合メタノール、ガソリン電力併用)を使用した車両並びに被けん引車は、重課税額の対象外。

三輪以上の軽自動車のグリーン化特例

平成29年4月1日から平成30年3月31日までに、初めて車両番号の指定を受けた軽自動車（三輪・四輪）で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負担の小さいものは、平成30年度分の税額を軽減（概ね75%、50%、25%）する特例措置です。

軽減されるのは、初めて車両番号の指定を受けた年度の翌年度分限りです。

区分			税額（年額）		
			75%軽減 ²	50%軽減 ³	25%軽減 ⁴
四輪以上	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物用	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円
三輪（660cc以下のもの）			1,000円	2,000円	3,000円

2 概ね75%軽減 電気自動車，天然ガス自動車（平成30年排ガス規制適合又は平成21年排ガス規制Nox10%低減）

3 概ね50%軽減 平成30年排ガス規制50%低減又は平成17年排ガス規制75%低減
かつ 乗用：令和2年度達成基準+30%達成 貨物：平成27年度燃費基準+35%達成

4 概ね25%軽減 平成30年排ガス規制50%低減又は平成17年排ガス規制75%低減
かつ 乗用：令和2年度燃費基準+10%達成 貨物：平成27年度燃費基準+15%達成

ウ 環境性能割

令和元年10月1日の消費税率10%への引き上げ時に自動車取得税（都税）を廃止し、新たに環境性能割が創設されます。

環境性能割の創設に併せて、現行の軽自動車税は種別割に名称が変わり、軽自動車税は、環境性能割と種別割の2つで構成されることとなります。

環境性能割は、新車，中古車を問わず50万円を超える三輪以上の軽自動車を取得した人に課されるもので、税額は、課税標準である取得価額に対し、環境性能に応じた税率（0%～2%）を乗じて算出します。

なお、環境性能割は市税ですが、賦課徴収は、当分の間、都道府県が行うこととなっています。

区分	排ガス要件	燃費要件	税率	
			自家用	営業用
軽乗用車	電気自動車，燃料電池車，天然ガス車（平成30年排出ガス規制に適合するもの又は平成21年排出ガス規制からNOx10%低減）		非課税	非課税
	ガソリン車 ハイブリッド車	令和2年燃費基準+10%達成車	1% （非課税）	0.5%
		令和2年燃費基準達成車		
		平成27年燃費基準+10%達成車	2% （1%）	1.0%
上記以外の車			2.0%	2.0%
軽貨物車	電気自動車，燃料電池車，天然ガス車（平成30年排出ガス規制に適合するもの又は平成21年排出ガス規制からNOx10%低減）		非課税	非課税
	ガソリン車 ハイブリッド車	平成27年燃費基準+20%達成車	1.0%	0.5%
		平成27年燃費基準+15%達成車		
		平成27年燃費基準+10%達成車	2.0%	1.0%
上記以外の車			2.0%	2.0%

平成31年度税制改正において、消費税引き上げに伴う対応として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車の軽自動車については、環境性能割の税率が1%軽減されます。

4 市たばこ税

(1) 市たばこ税の概要



ア 市たばこ税とは？

たばこの消費に対してかかる税金で、たばこの定価の中に税金分が含まれています。
市たばこ税のほか、国たばこ税，都たばこ税があります。また，輸入たばこについても，国産たばこと同様に課税されています。
「市たばこ税」は，市内でたばこが買われた場合に，市の収入となり，皆さまの暮らしに役立てられます。

イ 税額の算定等

税率

たばこ課税のしくみ

- 納める方は？
製造たばこの製造者，特定販売業者，卸売販売業者など
- 納める額は？
市たばこ税の税率は，旧3級品については特例税率の廃止に伴い平成28年4月から段階的に引き上げられており，一般の紙巻きたばこについても，平成30年10月から令和3年10月までの間で，国や都道府県たばこ税とともに段階的に引き上げられます。その概要は次のとおりです。

(単位；円 / 1,000本)

実施時期	一般の紙巻きたばこ			旧三級品		
	市町村たばこ税	都道府県たばこ税	国のたばこ税	市町村たばこ税	都道府県たばこ税	国のたばこ税
平成28年4月1日	5,262	860	6,122	2,925	481	3,406
平成29年4月1日	↓	↓	↓	3,355	551	3,906
平成30年4月1日	↓	↓	↓	4,000	656	4,656
平成30年10月1日	5,692	930	6,622	↓	↓	↓
令和元年10月1日	↓	↓	↓	5,692	930	6,622
令和2年10月1日	6,122	1,000	7,122	6,122	1,000	7,122
令和3年10月1日	6,552	1,070	7,622	6,552	1,070	7,622

- 納める時期と方法は？
1ヶ月分の製造たばこの品目ごとの売り渡し本数をまとめて税額を計算し，翌月末日までに市に申告して納めます。

手持品課税

手持品課税とは？

- 手持品課税とは
手持品課税とは，たばこ税率引き上げの日の午前0時現在において，たばこの販売業者の方が，店舗や倉庫等で一定以上の紙巻きたばこを販売のために所持している場合に，その所持する紙巻きたばこについて，税率の引き上げ分に相当するたばこ税を課税するものです。
- 手持品課税を行う理由
地方たばこ税は，卸売販売業者等が小売販売業者に製造たばこを売り渡した時に課される税であることから，税率引上げ前に製造場から移出されて流通段階に留まっている製造たばこについても，税率改正後に製造場から出荷又は売り渡される製造たばこと同一の税負担を求めることとされています。

加熱式たばこの税率

課税方式の見直し

加熱式たばこは、税法上パイプたばこに分類され、税率は使用する葉たばこ1gにつき紙巻きたばこ1本とされていましたが、平成30年度税制改正により、新たに加熱式たばこの課税区分を設けたうえで、重量と価格をもって紙巻きたばこに換算する方式とされました。

新たな課税方式への移行は、下の表のとおり5年間かけて段階的に行われます。

紙巻きたばこへの換算は、下の表の実施時期に応じ、それぞれAとBにより算出した本数を合算して行います。

A 従来の課税方式

加熱式たばこの重量（巻紙，フィルターなどを含む）1gごとに，紙巻きたばこ1本に換算

B 新たな課税方式

次の(1)と(2)を足して紙巻きたばこ1本に換算

(1) 加熱式たばこの葉たばこ・溶液の重量0.4gごとに，紙巻きたばこ0.5本に換算

(2) 紙巻きたばこ1本あたりの平均価格（約20円）ごとに，紙巻きたばこ0.5本に換算

実施時期	従来の課税方式 (A)		新課税方式 (B)		(A)+(B)
平成30年9月30日まで	(A)で算出した本数 × 1	+		=	紙巻きたばこ1本
平成30年10月1日から	(A)で算出した本数 × 0.8	+	(B)で算出した本数 × 0.2	=	
令和元年10月1日から	(A)で算出した本数 × 0.6	+	(B)で算出した本数 × 0.4	=	
令和2年10月1日から	(A)で算出した本数 × 0.4	+	(B)で算出した本数 × 0.6	=	
令和3年10月1日から	(A)で算出した本数 × 0.2	+	(B)で算出した本数 × 0.8	=	
令和4年10月1日から		+	(B)で算出した本数 × 1	=	



5 入湯税

(1) 入湯税の概要

ア 入湯税とは？



「入湯税」とは、鉱泉浴場の入湯客に対してかかる市町村税です。環境衛生施設，鉱泉源の保護管理施設，消防施設などの整備や観光の振興に要する費用に充てるための目的税です。

イ 税額の算定等

税率

入湯税のしくみ

入湯税とは、鉱泉浴場の入湯客に対してかかる市町村税です。

- 1 納める額は？ 1人1日につき150円です。入湯料金が1,200円を超える浴場に課税されます。
(調布市税賦課徴収条例第143条，調布市税賦課徴収施行規則第29条の2)
- 2 納める方法は？ 鉱泉浴場等の経営者（特別徴収義務者）が入湯客から税金を預かり，市役所に申告して納めます。

6 都市計画税

都市計画税の概要

ア 都市計画税とは？



都市計画税とは、都市計画事業や土地区画整理事業等のまちづくり事業に必要な経費に充てるための税金で、毎年1月1日に、市街化区域内の土地及び家屋を所有している方が、その土地及び家屋の所在する市町村に固定資産税とあわせて納める税金です。

イ 税額の算定等

税率

- 1 固定資産税の土地・家屋の評価額をもとに課税標準額を算定します。
- 2 $\text{課税標準額} \times \text{税率(注1)} = \text{税額}$ となります。
(注1) 都市計画税の税率は、市町村の条例で定めることとされています。令和元年度の調布市の税率は、0.24%です

土地・家屋の評価

都市計画税における土地・家屋の価格は、固定資産税の評価額となっています。

課税標準額とは税率を乗じて税額を算定する基礎となる数値のことです。原則として、土地・家屋の価格が課税標準額になります。

しかし、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合や、土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低く算定されます。

18 市税のよくある質問

1 個人市民税

昨年亡くなった方の住民税は？

Q

父が昨年死亡しましたが、昨年中に父が得た収入に対して、住民税は課税されるのでしょうか。

A

住民税は、毎年1月1日現在で住所のある方に対して、その住所地の自治体が課税することとなっています。
平成30年中に死亡された方に対しては、令和元年度の住民税は課税されません。

住民票を異動する手続きがおくれました。納税する自治体は？

Q

昨年8月にA市からB市へ転出しましたが、住民票は今年の2月に移しました。今年度の住民税はA市、B市のどちらで課税されますか。

A

原則は住民基本台帳に記載されている自治体で課税することとされていますが、実際にB市に住んでいる場合は、B市で課税されることになります。

退職した翌年にも住民税の納税通知書が届きましたが・・・

Q

退職した年に退職金から住民税が差し引かれましたが、翌年にも納税通知書が送られてきました。なぜですか。

A

退職所得に対する住民税は、退職手当が支払われる際に徴収され、支払者を通じて市町村に納入されます。退職所得以外の所得は、翌年に納めていただくこととなります。
したがって、退職時までの給与等に対する分と思われます。

会社が変わっても引続き住民税を給与から引き落とししてほしいのですが？

Q

いままで働いていた会社を辞め、ほかの会社で勤めることになりました。新しい会社でも引続き住民税を給与から引き落としにしたいのですが、どのような手続きが必要ですか。

A

勤めていた会社の給与担当者の方に転勤の異動届出書を新しい会社へ送付するよう依頼してください。新しい会社が、送られてきた異動届出書に必要な事項を記入し、市役所へご提出いただけます。
住民税の給与引き落とし処理をした後、通知書を新しい会社へ送付いたしますので、お受け取りください。

転職した場合、なにか手続きは必要ですか？

Q

転職した場合の所得税、住民税に関する手続きは何かありますか。

A

会社員の方が転職した場合、退職時に渡される源泉徴収票を転職先の会社へ提出し、その年の所得税の年末調整をすることになります。
原則として就職先の会社から市へ給与支払報告書が送付されますので住民税の申告は必要ありません。

昨年から国外に居住しているが・・・

Q

昨年12月から海外で居住しています。今年度も住民税は課税されるのでしょうか。

A

住民税は毎年1月1日現在、住所のある（住民票のある）自治体で課税されるため、住所が国内にない場合は課税されません。ただし、出国の期間や出国中の居住状況等から国内に住所があると判断された場合は、出国中でも海外に転出する前の自治体に住所があるものとみなされ、課税されます。

年金からの引き落としが中止になるのは？

Q

公的年金からの引き落とし(特別徴収)が中止され、納付書が届きました。どうしてですか？

A

年の途中に、死亡、転出、公的年金等に係る住民税額の変更、介護保険料の特別徴収の中止などがあった場合、公的年金からの引き落としが中止になります。このような場合、ご自身で納めていただく必要があるため、納付書をお送りしています。

公的年金の収入が400万円以下なので、申告は不要ですか？

Q

公的年金の収入が400万円以下のため、税務署で申告不要といわれましたが、市民税・都民税の申告は必要ですか。

A

昨年中受け取った公的年金等の収入の合計金額が400万円以下で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合は、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。ただし、扶養親族や医療費、社会保険料等の控除の追加がある場合は、市民税・都民税の申告が必要です。

個人住民税は他の自治体に比べて高いのですか？

Q

調布市の個人住民税は、ほかの自治体よりも高いのでしょうか。

A

個人住民税の算出方法は、どの自治体も同じです。地方税法で定められていることから、調布市を含め、ほとんどの自治体が標準税率を採用しています。このため、住んでいる市町村によって税額が異なることはほぼありません。

特別徴収しなければならないのでしょうか？

Q

従業員から普通徴収で納めたいと言われていますが、特別徴収しなければなりませんか。

A

所得税の源泉徴収義務のある給与支払者は、特別徴収しなければなりません。したがって、従業員の希望により普通徴収を選択することはできません。

ふるさと納税の控除の上限額について・・・

Q

故郷の自治体へ寄附をしたいのですが、控除の上限額まで、いくら寄附できますか。

A

受けられる寄附金控除の額には上限があり、ふるさと納税を行った方の収入や他の控除等の状況によります。ふるさと納税額の目安一覧と、寄附金控除額を計算(シミュレーション)するエクセルのシートが総務省ホームページに掲載されていますので、ご活用ください。

2 固定資産税

評価替えとは？

Q

固定資産の評価替えとは何ですか。

A

固定資産税は、固定資産の価格(適正な時価)を課税標準として課税されるものです。本来であれば、毎年度、価格を見直すのが理想的ですが、実務的に困難などの理由から、土地と家屋については3年ごとに価格を見直す制度がとられています。

地価が下がっているのに土地の税額が上がるのは？

Q

地価が下落しているのに、税額が上がるのはなぜですか。

A

土地に係る固定資産税は、評価額が急激に上昇した場合でも、税負担の上昇をゆるやかなものになるよう、負担調整措置が講じられています。地価が下落するなかで税負担が上昇する土地は、本来の課税標準額に比べ、現在の課税標準額が低いいため、負担調整措置により本来の課税標準額に向けた是正過程にあるものです。

土地の税額が急に高くなったのは？

Q

私は平成30年10月に住宅を取壊しましたが、土地について平成31年度分の税額が急に高くなっています。なぜでしょうか。

A

土地の上に一定要件を満たす住宅があると「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用され税額が軽減されます。しかし住宅の滅失やその住宅としての用途を変更すると、この特例の適用対象から外れることになるためです。

なお、土地・家屋の所有者が建替え後も原則として同一であれば、住宅建替え中の土地に対しても「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用できる制度もあります。

土地の課税標準額の特例措置とは。

Q

住宅用地について、課税標準額の特例措置が設けられているとのことですが、詳しく教えてください。

A

住宅用地は、その税負担を軽減する目的から、その面積の広さによって、小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて課税標準額の特例措置が設けられています。住宅用途で住宅1戸につき200㎡までの部分を「小規模住宅用地」、それ以外の住宅用地を「一般住宅用地」とし、特例措置を適用した額(本則課税標準額)は前者の固定資産税が価格×1/6、都市計画税が価格×1/3、後者の固定資産税が価格×1/3、都市計画税が価格×2/3となります。

私有地でも公共の用に供している道路は非課税になる？

Q

自己の所有する土地の一部が「公共の用に供する道路」として使用されている場合、非課税になりますか。

A

次の条件を満たしている場合、1月31日までに、市所定の固定資産非課税申告書及び求積図などを提出し認定を受ければ、次年度の課税から非課税の取扱いとなります。

(非課税の条件)

1. 使用上の制約を設けず、不特定多数の方が利用していること
2. 幅員は、原則として1.8メートル以上であること
3. 起点・終点が公道に接していること。ただし、行き止まりの私道の場合でも、2棟以上の家屋が建ち並び、不特定多数の方が利用しており、客観的に道路として認定できるもの
4. 求積図などによって、道路部分が特定されているもの

なお、分筆されている場合やすでに非課税となっている道路は、申告の必要はありません。

年の中途中で土地・家屋の売買があった場合は？

Q

私は平成30年11月に所有地及び所有家屋の売買契約を締結し、平成31年3月に買主への所有権移転登記を済ませました。平成31年度の固定資産税は誰に課税されますか。

A

平成31年度の固定資産税は、あなたに課税されます。地方税法の規定により、毎年1月1日(賦課期日)現在、登記簿に所有者として登記されている人に対し当該年度分の固定資産税を課税することになっているからです。

家屋の税額が急に高くなったのは？

Q

平成27年9月に住宅を新築しましたが、令和元年度分から、急激に税額が上がったのはなぜですか。

A

新築住宅に対しては、一定の要件にあたる時は、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3年度分(3階建以上の中高層耐火住宅等は5年度分)に限り、税額が2分の1に減額されています。

この適用期間が終了したことによるものと考えられます。

家屋が老朽化していくのに評価額が下がらないのは？

Q

昭和40年代に建築された建物ですが、年々老朽化していくのに、評価額が下がらないのはなぜですか。

A

家屋の評価額は、評価の対象となった家屋と同一のものを評価替えの時点において、その場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費に、家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価などをあらかわした「経年減点補正率」を乗じて求めます。ただし、その価格が前年度の価格を超える場合は、通常、前年度の価格に据え置きます。

建築年次の古い家屋の一部には、過去に建築費の上昇が続くなか、評価額が据え置かれてきていることもあって、経年減点補正率を加味した評価額であっても、以前から据え置かれていた評価額を下回るまでには至らず、評価額が下がらないといったことがあります。

前年度と比較して償却資産の増加，減少がない場合でも申告は必要？

Q

前年度と比較して，資産の増加，減少がない場合でも申告の必要はあるのでしょうか。

A

前年度と比較して，資産の増加，減少がない場合でも，償却資産を保有している限り申告の義務があります。

現在稼働していない償却資産の申告は？

Q

現在稼働していない償却資産も申告の必要があるのでしょうか。

A

活動を休止している，いわゆる遊休資産であっても，その休止期間中に必要な維持管理や補修が行われており，いつでも稼働して事業の用に供することができるものについては，申告の対象となります。

調布市内に営業所があるが本社は他市にある場合の償却資産の申告先は？

Q

調布市内に営業所がありますが，本社は他市にある場合，本社のある市に申告書を提出してよいですか。

A

固定資産税は，資産の所在する市町村へ申告することになります。調布市にある償却資産は調布市へ申告を行ってください。

リース資産は誰が申告する？

Q

リース会社から資産を借りている場合は，どちらが申告すべきですか。

A

リース会社などから借りている資産で所有権がリース会社になっている場合は，リース会社が申告することになります。ただし，割賦購入で代金の完済していない資産については，申告対象者は買主となります。

3 軽自動車税

バイクが盗難にあいました。手続きをどのようにすればいいですか？

Q

バイクが盗難にあいました。このまま課税がされるのでしょうか。

A

原付バイクの場合、警察へ届け出を行い、届け出の内容(受理番号、届出警察署、届出年月日、被害年月日)を市役所へ申告いただき、廃車の手続きを行うことで、課税がされなくなります。
125ccを超えるバイクの場合、運輸支局で廃車手続きを行ってください。

バイク・軽自動車を譲ったのに税金の通知がきたのはなぜですか？

Q

友人にバイクを譲ったのに、税金の通知がきたのはなぜですか？友人と連絡がとれず、困っています。どのような手続きをすればいいのでしょうか。

A

譲り受けた方が名義変更等の手続きをしていないことが考えられます。原付バイクは、市役所市民税課へ理由等を記載した申立書を提出いただくことで、廃車手続きができる可能性があります。市役所市民税課までご相談ください。
125ccを超えるバイクは、運輸支局で、軽自動車は、軽自動車検査協会で行ってください。

軽自動車等の所有者(納税義務者)が死亡した時の手続きについて

Q

軽自動車等の所有者(納税義務者)が死亡しました。税金は支払う必要があるのでしょうか。

A

軽自動車税は毎年4月1日現在、車両を所有している人に対して課税される税金です。所有者(納税義務者)が死亡した場合は、できるだけ速やかに名義を変更するか、使用しない車両であれば廃車手続きを行うことで、翌年度の税金を止めることができます。

車検用の納税証明書をなくしてしまった

Q

車検に必要な継続検査用納税証明書をなくしてしまいましたがどうしたらよいのでしょうか。

A

納税通知書に付いている納税証明書をなくされた場合、市役所納税課で継続検査用(車検用)納税証明書を取得することができます。発行手数料は無料です。

転出したのですが、バイクを所有している場合、手続きは必要ですか？

Q

調布市から、転出したのですが、バイクを所有しています。何か手続きは必要でしょうか。

A

原付バイクのナンバープレートは、常に保管する場所(定置場といえます)の自治体の標識をつけることが義務づけられています。転出した場合は、ナンバープレート・標識交付証明書・印鑑・運転免許証をお持ちになって転出先の自治体で手続きをお願いします。
125ccを超えるバイクの場合、運輸支局で廃車手続きを行ってください。

4 その他

税金の納付について

Q

市税を納め忘れていたら督促状がきました。どうすればいいのですか。

A

それぞれの税目・納期ごとに納期限が決められています。この納期限までに税金が納められていない場合、納付書が付された督促状を送付しますので、納付してください。
なお、口座振替を利用することで、納付忘れを防止することができます。直接納付窓口へ行く必要もなく大変便利です。是非ご利用ください。

納税の相談について

Q

納税通知書が届きましたが、納期限までに納付できません。どうすればいいでしょうか。

A

納期限前までに納税について相談をしてください。一定の要件に該当すれば、分割で納付できます。
納期限が過ぎると、日数により延滞金が加算されます。督促状が送付され、それでもご連絡やご相談がない場合は、滞納処分が行われることとなります。

証明書の交付について

Q

平日に市役所へ行くことができません。郵送による証明書の交付は可能ですか。

A

窓口に来られない方は、郵送による申請ができます。
【必要書類】
1) 申請書(ホームページからダウンロードできます)
2) 返信用封筒(切手貼付,宛名記入)
3) 郵便局の定額小為替200円(1通につき)
【申請書記載事項】
1) 調布市の住所、現住所、氏名および印、生年月日、電話番号(日中連絡可能な番号)

証明書の交付について

Q

児童手当用の所得証明書は発行できないのですか？

A

調布市では所得証明書、課税証明書または非課税証明書を発行しています。
証明書の証明項目は同一内容で、住民税が課税か非課税か、または、住民税の申告により、収入の申告をしているか、被扶養者であるかにより、発行する証明書の種類が異なります。
調布市の所得証明書、課税証明書、非課税証明書のいずれかを取得していただければ児童手当の申請時の添付書類としてご利用できます。

19 用語解説

あ行

青色申告	所得税の確定申告制度のうちの一つで、一定の帳簿書類を備え付けて所定の取引を記録し、その書類を保存することによって、税金優遇などの特典を受けられる制度。青色申告による場合には、提出期限までに「青色申告承認申請手続」を所轄税務署長に提出する必要があります。
------	--

か行

課税状況調べ	「市町村税課税状況等の調」の通称で、総務省が、地方自治法第252条の17の5第1項に基づき、毎年7月1日における全市町村の課税の状況等を集計編さんする調査のことをいいます。
課税標準	1 個人の場合 住民税の所得割の課税標準は、「所得金額 - 所得控除」の算式により求めます。これに税率を乗じることによって税額を算出することになります。 2 法人の場合 法人税額又は個別帰属法人税額が課税標準とされます。 3 固定資産の場合 原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。ただし、住宅用地のように特例措置や土地の負担調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低く算定されます。
旧三級品	次の6銘柄の紙巻たばこをいいます。 わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバット、ウルマ、バイオレット 日本の紙巻煙草は原料葉タバコの質によって一級から三級までの等級に分かれていました。「製造たばこ定価法」の廃止に伴い、一級品と二級品の区分は廃止・統合されましたが、紙巻煙草は「旧三級品」だけは廉価に買える煙草として残されました。
均等割	所得金額の大小を問わず均等の額によって課される住民税 所得割(個人住民税)、法人税割(法人住民税) 個人住民税均等割 平成26年度から令和5年度(道府県民税1,500円・市町村民税3,500円) 平成25年度まで(道府県民税1,000円・市町村民税3,000円) 平成26年度から令和5年度までの間、地方公共団体が実施する防災の施策に必要な財源確保のため、臨時的に個人住民税の均等割の税率が引き上げとなっています。
勤労学生	勤労学生とは、その年の12月31日の現況で、次の三つの条件のすべてに当てはまる人です。 1 給与所得などの勤労による所得があること 2 合計所得金額が65万円以下で、しかも1の勤労に基づく所得以外の所得が10万円以下であること 3 特定の学校の学生、生徒であること (1) 学校教育法に規定する小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校など (2) 国、地方公共団体、学校法人等により設置された専修学校又は各種学校のうち一定の課程を履修させるもの (3) 職業能力開発促進法の規定による認定職業訓練を行う職業訓練法人で一定の課程を履修させるもの
国・都支出金	国(都)が行うべき事業を市へ委託する場合や、市が行う事業に対して一定の割合で国が補助する場合に交付されるもので、その目的、性格により負担金、補助金、委託金に分類されます。
繰入金	市の他会計や基金からの繰入金で、主なものに特別会計における決算剰余金を一般会計に繰り入れる特別会計繰入金等があります。
繰越金	市に決算剰余金を翌年度に繰り越して使用するものです。
決算	一会計年度の歳入歳出予算の執行実績を決算といいます。地方公共団体の決算は、会計年度(4月1日から3月31日)の終了後において作成し、監査委員の審査に付した後、議会の認定を経ることで確定します。
決算剰余金	決算は、歳入(収入)予算を上回って収入した額や、歳出(支出)予算の不用となった額(未執行額)が生じるため、収入済額が支出済額を上回ることが通常です。この差額のことを決算剰余金といいます。

決算統計	「地方財政状況調査」の通称で、総務省が毎年度実施している各地方公共団体の普通会計を基本に実施する決算分析調査のことをいいます。
減免	災害にあったときや生活扶助を受けているときなど、市税を納めるにあたって困難な事情により、地方団体がその租税債権の全部又は一部を放棄し、消滅させる処分を行うことによって、納税義務を解除するものです。
口座振替	金融機関の預金(貯金)口座から、税金や公共料金(電気料金、ガス料金、水道料金、電話料金他)などの支払いを自動引落しするサービスのことです。
鉱泉浴場	原則として温泉法第2条に規定する温度、物質を有する温泉を利用する浴場のことです。(同法の温泉に類するもので鉱泉と認められるものを利用する浴場等社会通念上鉱泉浴場として認識されるものも含まれます。)
国勢調査	日本に住んでいるすべての人及び世帯を対象とする国の最も重要な統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、5年ごとに行われます。統計法に基づき実施され、国勢調査から得られる様々な統計は、国や地方公共団体の政治・行政で広く利用されることはもとより、民間企業や研究機関などでも経営や研究などの基礎データとして幅広い用途に利用されています。
固定資産税	毎年1月1日現在(賦課期日)に土地、家屋、償却資産を所有している人(法人含む)に対する税金で、その資産がある所在地の市町村にて課税されます。
国有資産等所在市町村交付金	国や都道府県等地方公共団体が交付金を交付する年度の前年3月31日現在で所有する固定資産のうち、使用の実態が民間の所有のものと類似しているものについて、その固定資産が所在する市町村に対して、地方税法で定める固定資産税の代わりに交付される交付金のことです。
コンビニ収納	税金を納める方法のひとつで、コンビニエンスストアが料金徴収を代行すること。最寄りのコンビニエンスストアなどから納めることができるため、利便性の高い納税方法となっています。

さ行

催告	納期限を過ぎても未納となっている方に対して送付される通知です。法律に規定はありませんが、督促状を発してもなお完納されない場合に、納付・納入を促すために発します。
差押え	法に基づいて滞納がある方の財産(預金など)について強制処分をすることです。差押えられた財産は取立等の手続きにより滞納市税に充てられます。
市街化区域	都市計画区域の一つ。すでに市街地を形成している区域およびおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化をはかるべき区域。市街化調整区域
事業専従者	青色申告・白色申告を行う個人事業主と生計を一にする配偶者や15歳以上の親族で、年間6か月以上その事業にもっぱら従事している人。
市債	公共建築物の整備などで単年度に多額な資金を要する場合の財源調達として、国や東京都などから長期で返済することを条件で借り入れる資金(借金)のことをいいます。
資産課税	個人や法人の資産や財産に対して課税することをいいます。これには、固定資産税や都市計画税、軽自動車税が該当します。
執行停止	滞納者に一定の事由があると認められる場合に、強制処分の手続を停止することです。
充当	市税を二重に納めた場合、または確定申告等により納付後に税額が減額になった場合は、納め過ぎになった市税(過誤納金)をお返しします(還付といえます。)。ただし、納期限を過ぎて未納となっている市税や延滞金がある場合は、そちらに充当したあと、差額を還付します。
償却資産(固定資産税)	固定資産税の課税対象となる償却資産とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額または減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要経費に算入されるもの(これに類する資産で、法人税または所得税を課されない方が所有するものも含む。)をいいます。
所得	収入(年収)から必要経費を差し引いたものをいい、税額計算をする基礎となります。
所得課税	個人や会社の利益(所得)に対して課税することをいいます。これには、個人市民税や法人市民税が該当します。

所得控除	納税者に配偶者や扶養親族があるかどうか、病気や災害などによる出費があるかどうかなどの個人的な事情を考慮して、その納税者の実情に応じた税負担を求めるために所得金額から差し引くことになっているものです。 雑損控除 医療費控除 社会保険料控除 小規模企業共済等掛金控除 生命保険料控除 地震保険料控除 障害者控除 寡婦控除 寡夫控除 勤労学生控除 配偶者控除があります。
所得割	所得割は前年の所得金額に応じて課税されます。 均等割
白色申告	所得税の確定申告制度のひとつで、青色申告を申し込んでいない人の税金の申告方法。青色申告のように煩雑な帳簿作成の義務が無い代わりに、青色申告で可能となる特別控除等の特典を受けることはできない仕組みとなっています。
税額控除	税額を算出したあとに、その税額から差し引く額のことです。住民税には、 配当控除 外国税額控除 寄附金税額控除 住宅借入金等特別税額控除 調整控除 配当割額・株式等譲渡所得割額の控除があります。

た行

滞納処分	納期限を過ぎても完納されない場合に、徴収権者として差押えなどの行政処分を行うことです。
地方交付税	地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるよう、一定の基準により国が交付する税をいいます。
定置場	運行しないときに主に駐車する場所で次のとおりとなります。 ・個人所有の場合は住所地または自動車検査証(車検証)に記載された使用の本拠地となります。 ・法人所有の場合はその車両を使用する事務所などの所在地となります。
手持品課税	たばこの販売業者等がたばこ税率の引き上げ日において、店舗や製造場、倉庫等に一定の本数を所持している場合に、税率の引上げ相当分のたばこ税を申告し納付する制度です。
督促	納税者等が、納付・納入すべき税を納期限までに完納しない場合、その納付・納入の履行を請求するために発する通知です。
特別徴収	給与の支払者が毎月の給与の支払の際にその人の給与から税金を引き落とし、これを翌月の10日までに市町村に納入することになっています。給与からの特別徴収は、6月から翌年5月までの12か月で徴収することとなっています。
都市基盤整備事業基金	総合的な交通体系の確立を目的とする基盤施設の整備事業のための資金をいいます。
都市計画事業	都市計画に定められた道路・公園・下水道などの都市施設の整備に関する事業、および健全な市街地の形成を目的とした土地区画整理事業や市街地再開発事業などの市街地開発事業をいいます。
都市計画税	毎年1月1日現在に、土地・家屋を所有されている方が固定資産税と一緒に納める税金です。納められた税金は、都市計画事業(道路・公園・下水道や土地区画整理事業など)に使われます。
土地区画整理事業	都市計画区域内の土地について、土地区画整理法に基づいて、道路・公園・河川などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業をいいます。

な行

年金特別徴収	65歳以上の公的年金受給者の年金所得に係る住民税は、公的年金の支払者が年金の支払の際にその人の年金から引き落として、これを翌月10日までに市町村に納入することになっています。
--------	---

は行

評価替え	3年に1度行われる固定資産(土地・家屋)の評価額の見直しのことです。資産価格の変動に対応し、評価額を適正な価格に見直す作業のことをいいます。これによって得られる「適正な時価」をもとに課税を行うことが納税者間における税負担の公平を図ることになります。
賦課期日	税が課せられる基準となる日のことで、個人住民税、固定資産税等は1月1日。軽自動車税は4月1日となっています。
普通徴収(市・都民税)	事業所得者などの住民税は、納税通知書によって市町村から納税者に通知され、通常6月、8月、10月、翌年の1月の4回の納期に分けて納税していただくこととなっています。
物納	租税を金銭で納付する代わりに不動産、動産などで納付することです。

不納欠損	滞納処分執行停止から3年経過したものや徴収権の消滅時効などにより、滞納税が徴収できなくなったとして、その調定の金額を消滅させることです。
扶養親族	配偶者以外の親族(六親等内の血族および三親等内の姻族)か都道府県知事から養育を委託された児童または市町村長から養護を委託された老人で、納税者と生計を一にし、年間の合計所得金額が38万円以下の、事業専従者ではない人。
ふるさと納税	ふるさとや、お世話になった自治体などを「寄附金」という形で応援していただく制度です。自分の生まれ故郷に限らず、応援したい自治体など、どの自治体に対する寄附でも対象となります。(令和元年6月1日から、ふるさと納税の対象となる自治体は総務大臣が指定することとされ、指定を受けない自治体への寄附金は、ふるさと納税の対象外となります。) 自治体に対してふるさと納税をすると、ふるさと納税額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除されます。
Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス	納税課窓口で申請書記入後、専用端末に金融機関キャッシュカードの読取と暗証番号入力だけで簡単に手続きできる、金融機関の口座届出印認証が不要で、即日口座振替登録ができる便利なサービスです。調布市では平成24年度から導入しています。
Pay-easy(ペイジー)マルチペイメントサービス	税金や公共料金、各種料金等の支払いを、金融機関の窓口やコンビニのレジに並ぶことなく、パソコンやスマートフォン・携帯電話、ATMから支払うことができるサービスです。調布市では、令和2年1月に導入予定です。
法人税割	国税である法人税額を課税標準として算定し、課される法人住民税 均等割

ま行

モバイルバンキング	金融機関の店舗に出向がなくても、各種取引や各種手続等が携帯電話やインターネットなどから利用できるサービスのことをいいます。
モバイルレジ	納付書のバーコードをモバイル端末(携帯電話、スマートフォン、タブレット)で読み取り、モバイルバンキング等を利用して税金や公共料金、各種料金等を納付するサービスです。利用には、モバイルバンキングやネットバンキングの登録と専用アプリのダウンロードが必要です。

や行

予算	一会計年度の歳入歳出予算の収入支出の見積りのことを予算といいます。
----	-----------------------------------

ら行

類似団体	全国の市区町村を「指定都市」「中核都市」「特例市」「都市」「町村」「特別区」に分類したうえで、さらに「都市」「町村」を人口規模や産業構造で細分化する中で、同じ区分に属する自治体を指します。自治体間の比較をするうえで有効な分類となっています。
------	--

わ行

ワンストップ特例	ふるさと納税による寄附金の税額控除を受けるためには、確定申告又は個人住民税の申告を行う必要がありますが、ふるさと納税を行った自治体に申請書を提出することで、それらの申告が不要になる制度です。
----------	---

「令和元年度版 市税概要」について ご意見等をお寄せください。

皆さまからのご意見等を生かし、今後も調布市の市税について、わかりやすく、見やすい冊子となるよう、内容の充実を図っていきます。
ご意見等は、ファクシミリ、電子メールをご利用ください。
(ファクシミリ番号、電子メールアドレスは下記に掲載しています。)

登録番号
(刊行物番号)

2019-116

令和元(2019)年度版 市税概要 東京都調布市

発行日 令和元年8月発行

発行 東京都調布市

編集 東京都調布市市民部市民税課・資産税課・納税課

[連絡先 市民部市民税課 諸税係(市役所3階)]

〒182-8511 調布市小島町2丁目35番地1

Tel 042-481-7191

Fax 042-489-6412

E-mail siminzei@w2.city.chofu.tokyo.jp

印刷 庁内印刷

本紙は、古紙配合の再生紙を使用しています。